

様式第1（第4条関係）

自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

今回、一般競争入札に付した下記の貸付物件に係る市有財産有償貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな貸付契約が、四日市市と同じ借受人との間で締結される場合は、貸付物件を明け渡す必要はありません。

記

1 入札日 令和8年3月10日

2 貸付物件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付け

物件番号	区分	財産名称	所在地	設置場所	設置台数	貸付面積
1	土地	桜運動施設	四日市市桜町 6900 番地	管理棟横 屋外	1	1.70 m <sup>2</sup>